

○安芸市総合評価方式取扱要綱

平成20年9月1日

改正 令和7年8月

(趣旨)

第1条 この要綱は、安芸市が発注する建設工事について、総合評価方式による競争入札を行うために必要な事項を定める。

(総合評価方式による競争入札)

第2条 総合評価方式は、市長が適当と認める請負対象金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）3,000万円以上の建設工事発注において適用することができる。

(総合評価方式の方法)

第3条 総合評価方式の施行は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づくものとし、価格以外の評価として企業の施工能力及び配置予定技術者の能力その他必要と認める事項の評価を行う。

2 前項の評価は、別記に定める特別簡易型総合評価方式評価基準（以下「評価基準」という。）により評価点を算定するものとし、当該評価点を当該入札者の入札価格で除して得られた値（以下「評価値」という。）を算定し（小数点以下第5位以下切捨とする。）、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ評価値の最も高い者を落札者とする。

3 評価値の最も高い者が2者以上あるときの落札者は、くじ引きにより決定する。

4 第2項の規定にかかわらず、入札価格が失格基準相当額を下回る者については、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき、その入札価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、失格とする（以下「失格基準」という。）。

5 失格基準相当価格は、発注工事の内容に応じて予定価格の10分の7.5から10分の9.2の額の範囲内で定める。

(一般競争入札の公告)

第4条 総合評価方式による一般競争入札を行うときの入札公告の様式は、別に定める。

2 入札公告は、企画調整課で頒布するとともに、安芸市ホームページへ登載する。

3 総合評価方式による一般競争入札に参加する者は、当該入札公告に定める入札参加申請を行わなければならない。

(指名競争入札の指名通知)

第5条 総合評価方式による指名競争入札を行うときの指名通知の様式は、別に定める。

2 総合評価方式による指名競争入札に参加する者は、別紙1に定める様式により技術等評

価点のための届出書を提出しなければならない。

- 3 前項の届出書の提出がない入札参加者は、失格とする。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 別記の評価基準については、施行令第167条の10の2第4項の規定に基づきあらかじめ2人以上の学識経験者から意見を聴くものとする。

- 2 前項の意見聴取において、施行令第167条の10の2第5項の規定に基づき学識経験者に、併せて、別記の評価基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

- 3 前項により落札者を決定するときの学識経験者の意見聴取が必要ないとされた場合には、総合評価方式を行う案件ごとの学識経験者の意見聴取は行わない。

- 4 第2項により落札者を決定するときの学識経験者の意見聴取が必要とされた場合には、別紙1により総合評価方式を行う案件ごとの学識経験者の意見聴取を行う。

(入札結果の公表)

第7条 総合評価方式により落札者が決定されたときは、別紙2にまとめて企画調整課に備え置き閲覧の方式により公表する。

(電子入札による手続)

第8条 高知県電子入札共同利用システムによる入札の場合は、前各条に定めるほか、高知県電子入札共同利用システムによる手続により行うものとし、安芸市建設工事電子競争入札心得及び安芸市建設工事電子競争入札の取扱い(運用基準)に定めるところによるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合評価方式の施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年2月）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月20日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。

別記

特別簡易型総合評価方式評価基準

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業 の施 工能 力	同種工事の施工実 績	過去10年間の同種工 事の施工実績	A 安芸市内における公共機関発 注の工事实績 3件以上	50／50
			B 安芸市内における公共機関発 注の工事实績 2件	40／50
			C 安芸市内における公共機関発 注の工事实績 1件	30／50
			D 高知県内における公共機関発 注の工事实績 3件以上	20／50
			E 高知県内における公共機関発 注の工事实績 2件まで	10／50
			F 工事实績なし	0／50
配置 予定 技術 者の 能力	同種工事の施工実 績	過去10年間の監理技 術者、主任技術者、現 場代理人としての施 工従事の有無	A 安芸市内における公共機関発 注の工事实績 3件以上	25／25
			B 安芸市内における公共機関発 注の工事实績 2件	20／25
			C 安芸市内における公共機関発 注の工事实績 1件	15／25
			D 高知県内における公共機関発 注の工事实績 3件以上	10／25
			E 高知県内における公共機関発 注の工事实績 2件まで	5／25
			F 工事实績なし	0／25
	保有資格	配置予定技術者の保 有する資格	A 1級土木施工管理技士と同等 の資格を有する者	25／25
			B 2級土木施工管理技士と同等 の資格を有する者	15／25
			C その他の資格を有する者	5／25
合計				100／100

備考

- 1 評価点は、標準点を100点とし、企業の施工能力50点、配置予定技術者の能力50点の計100点を10点に換算して、次の算式により算定する。

評価点＝標準点(100)＋加算点（企業の施工能力＋配置予定技術者の能力：満点10）

- 2 落札者決定のための評価値は、次の算式により算定する。

評価値＝評価点／入札価格（入札価格は1千万円単位（例：500万円＝0.5千万円）に換算し、商は小数点第5位以下切捨

別紙 1

一般（指名）競争入札参加資格申請書（総合評価方式用）

年 月 日

安芸市長

様

申 請 者 住 所

商号及び代表者氏名

申 請 書 作 成 者 氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

年 月 日付けで公告（通知）のあった〇〇〇工事（第〇－〇号）の入札に参加
したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、
入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

1 同種工事の施工実績届出書

2 配置予定技術者届出書

安芸市総合評価方式評価一覧(入札結果公表用)

工事名及び工事番号	:
予 定 価 格 (税 抜)	:
失格基準価格(税抜)	:
入 札 区 分	:
入 札 日 時	:
入 札 場 所	:

[illegible]